

報告事項2

第106回愛知県産業教育審議会諮問事項について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和7年2月4日

高等学校教育課

(別紙)

第106回愛知県産業教育審議会

1 日 時 令和7年1月30日(木)

午前10時から正午まで

2 場 所 愛知県議会議事堂ラウンジ

3 会 長 名古屋鉄道株式会社取締役常務執行役員 かとう さとし
加藤 悟司

4 諮問事項

次世代の担い手を育成する産業教育の在り方について

5 会議の結果

(1) 諮問事項について専門員会に付託した。

(2) 専門員会で調査・研究を行い、そのまとめを令和8年2月までに本会議に提出する。

令和7年1月30日

愛知県産業教育審議会会長 殿

愛知県教育委員会教育長
飯 田 靖

産業教育振興法第12条の規定に基づき、下記の事項について御審議いただきたく
諮問いたします。

1 諮問事項

次世代の担い手を育成する産業教育の在り方について

2 諮問理由

グローバル化や AI・IoT、ロボットなどの技術革新の急速な進展に伴って社会システムや産業構造は大きく変化しています。そのような中で、日本のものづくりを牽引している本県がこの先も日本の成長をリードし続けるためには、工業、農業、商業などあらゆる産業において先端技術を駆使し、変革を促進する力強い産業をつくっていく必要があります。また少子化が進み、生産年齢人口の減少が続く中、地域産業や経済を持続的に発展させていくためには、教育を通じた本県の優れた技術の継承や地域産業を支える担い手の育成・確保が不可欠です。

こうした中、本県の専門高校では、平成30年度の本審議会答申「変化する時代に求められる資質・能力を育成する産業教育の在り方」に示された計画に基づいて、工業科や商業科の学科改編、産業界と連携した実践的な技術・技能を習得する事業の実施、デジタル化に対応した産業教育設備の整備などを行い、技術革新が進む産業界で活躍できる人材や、地域産業を担う人材の育成に取り組んでまいりました。

しかし近年、社会はその変化のスピードを増し、将来の予測が困難な状況になるとともに、多様化が進んでおります。このような社会において、子どもたちの可能性は無限に広がっており、自身でキャリアを選択し、様々な人と協働しながら答えのない課題に挑戦していくことが求められます。

そこで、本県産業のさらなる発展に向け、次世代の担い手に求められるものは何か、またそれを育成する産業教育の在り方について御審議いただき、本県高等学校における今後の産業教育の改善に資するため、愛知県産業教育審議会に諮問いたします。

3 検討期間

令和8年2月までの1年間

愛 知 県 産 業 教 育 審 議 会 規 則

〔昭和27年5月20日〕
教育委員会規則第6号

〔沿革〕昭和30年6月11日教育委員会規則第7号改正

昭和49年3月29日教育委員会規則第5号改正

平成19年3月23日教育委員会規則第7号改正

（目的）

第1条 この規則は、産業教育振興法（昭和26年法律第228号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、愛知県産業教育審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第2条 産業経済界、教育界及び勤労界における学識経験がある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第4条 会長は必要があると認めるときは、委員を招集する。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門員）

第5条 審議会に専門の事項を調査するため、専門員を置くことができる。

2 専門員は、教職員及び学識経験がある者のうちから会長が任命する。

第6条 審議会に、幹事長及び幹事を置く。

2 幹事長は、教育長をもつてあてる。

3 幹事は、教育委員会事務局の職員又は知事の事務部局の職員のうちから幹事長が任命する。

4 幹事長は、会長の指揮を受け、審議会の事務を掌理する。

5 幹事は、幹事長の指揮を受け、審議会の事務に従事する。

（雑則）

第7条 この規則に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年4月1日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

令和6年度愛知県産業教育審議会 委員名簿

委 員		(順不同・敬称略)			
名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授		丸 山	和 昭		
名古屋学芸大学教授		池 田	彩 子		
名城大学教授		斎 藤	智 美		
愛知県経営者協会総務・企画部長		松 永	浩 信		
愛知県農業協同組合中央会代表理事理事長		加 藤	勇 二		
名古屋鉄道株式会社取締役常務執行役員		加 藤	悟 司		
光工業株式会社常務取締役総務統括		加 藤	雅 代		
株式会社トーエネック					
人事部採用グループ長		三 宅	辰 弥		
イオンリテール株式会社東海カンパニー					
人事総務部教育担当部長		穂 苅	智 恵		
愛知県議会経済労働委員会委員長		林	文 夫		
愛知県議会農林水産委員会委員長		桜 井	秀 樹		
愛知県議会教育・スポーツ委員会委員長		中 村	竜 彦		
名古屋ファッション専門学校長		佐 藤	弥 生		
愛知県立総合看護専門学校長		前 田	洋 子		
大同大学大同高等学校長		戸 倉	隆 介		
愛知県立安城農林高等学校長		竹 内	匡 人		
愛知県立愛知総合工科高等学校長		山 口	直 泰		
愛知県立愛知商業高等学校長		川 口	宗 子		
愛知県立大府高等学校長		彦 坂	永利		
岡崎市立葵中学校長		柴 田	昌 一		
幹事長					
愛知県教育委員会教育長		飯 田	靖		
幹 事					
愛知県教育委員会事務局長		川 口	佐 織		
// 事務局次長兼管理部長		坂 川	智		
// 教育部長		橋 本	具 征		
// 高等学校教育課長		加 納	澄 江		
// // 担当課長		片 山	達 仁		
// // 担当課長		鶴 見	泰 文		
// // 課長補佐		服 部	麻美子		
// // 主 査		横 山	亮		
// // 指導主事		小笠原	崇		
// // 指導主事		浅 井	識 智		

令和6年度愛知県産業教育審議会専門員名簿

(順不同・敬称略)

◎愛知県立愛知総合工科高等学校長	山 口 直 人
服部農園有限会社 代表取締役	服 部 忠
西尾信用金庫 地域振興部 顧問	樅 山 幸 彦
株式会社 坂角総本舗 人事部 人財開発課課長	稲 葉 幸 子
デンソー工業学園 学園長	西 郷 和 弘
愛知県立渥美農業高等学校長	鈴 木 修 市
愛知県立小牧工科高等学校長	加 藤 満 明
愛知県立半田商業高等学校長	林 正 也
愛知県立三谷水産高等学校長	山 本 輝
愛知県立安城高等学校長	佐々木 亨
愛知県立桃陵高等学校長	勝 谷 亮 治
愛知県立宝陵高等学校長	鳥 居 伸 仁
愛知県立幸田高等学校長	山 田 佳 史
愛知県立安城農林高等学校教頭	内 田 昭 二
愛知県立小牧工科高等学校教頭	青 山 和 忠
愛知県立春日井泉高等学校教頭	水 野 勝 之
愛知県立安城高等学校教頭	仲 島 三保子
愛知県立宝陵高等学校教頭	牧 野 雅 美
(◎印座長)	

幹 事

愛知県教育委員会高等学校教育課長	加 納 澄 江
同 担当課長	片 山 達 仁
同 担当課長	鶴 見 泰 文
同 課長補佐	服 部 麻美子
同 主 査	横 山 亮
同 指導主事	小笠原 崇
同 指導主事	浅 井 識 智